

特定個人情報の取り扱いに関する覚書

委託者：株式会社 鮎 活（以下、「甲」という）と、受託者：_____

（以下、「乙」という）は、20__年__月__日付締結の「業務委託契約書」（以下、基本契約という）に本覚書を追加する。

第1条 （秘密保持義務）

乙は甲から委託された業務に伴う個人番号関係事務に付いて、個人情報保護法、番号法に基づいて情報管理に万全の注意を払い、契約期間中、また契約期間終了後に付いても他者に情報を漏えいしないものとする。

第2条 （事業所内からの特定個人情報の持出し禁止）

乙は甲から委託された業務に伴う個人番号関係事務に係る特定個人情報に付いて、乙の事業所内から特定個人情報の持出しをしないものとする。

第3条 （特定個人情報の目的外利用の禁止）

乙は甲から委託された業務に伴う個人番号関係事務に係る特定個人情報に付いて、目的外に利用しないものとする。

第4条 （再委託における条件）

乙は甲から委託された業務の全部または一部を他者に再委託する場合は、必ず甲の許諾を受けるものとする。

第5条 （漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任）

乙は甲から委託された業務に付いて情報の漏えい事案等が発生した場合は、直ちに甲に報告すると共に、更なる漏えいが発生しないよう迅速かつ適切に対応するものとする。

第6条 （委託契約終了後の個人情報の返却または廃棄）

乙は甲から委託された業務の契約期間が終了した場合は、速やかに個人情報を甲に返却または廃棄し、返却または廃棄した事を証明書等により甲に報告する。

第7条 （従業者に対する監督・教育義務）

乙は甲から委託された業務に従事する者に番号法に基づいた情報の安全管理措置に付いての教育を定期的に行い、また、従業者を監督する義務を負う。

第8条 （契約内容の遵守状況についての報告義務）

乙は甲との契約内容を遵守し、また遵守の状況に付いて定期的に甲に報告する義務を負う。

第9条 （特定個人情報を取り扱う従業者）

乙の甲に委託された業務に従事する従業者は、_____部門の者とする。

第10条 （実地の調査）

甲は乙に対し、基本契約及び本覚書に記載された事項について遵守されているか、必要に応じて実地に調査を行う事が出来る。乙は特段の事情の無い限り、これを拒む事は出来ないものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

20__年__月__日

甲 株式会社 鮎 活 代表取締役社長 佐藤 幸一 ⑩

乙 _____ ⑩